

## うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、循環資源を利用して製造された優良な製品を認定し、利用を推進することにより、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図り、もって福島県の地域特性を生かした循環型社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環資源 次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。
  - ア 廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。）
  - イ 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（アに掲げる物を除く。）
- (2) 循環資源利用製品 循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

### (認定等)

第3条 知事は、循環資源利用製品のうち次の各号に掲げる要件に適合すると認めるものを、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」（以下「エコ・リサイクル製品」という。）として認定することができる。

- (1) 県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。
  - (2) 廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。
  - (3) 環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。
  - (4) 申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実であること。
  - (5) 別表に定めるうつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準（以下「品質基準」という。）に適合していること。
- 2 循環資源利用製品を製造する者であって前項の規定による認定を受けようとするもの（次項において、「申請者」という。）は、別に定める募集期間内に、うつくしま、エコ・リサイクル製品認定申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。
  - 3 知事は、第1項の認定をしたときは、申請者に対しうつくしま、エコ・リサイクル製品認定証（様式第2号）を交付するとともにその旨を公表するものとする。
  - 4 第1項の認定は、原則として毎年度2回行うものとする。

### (審査会)

第4条 知事は、前条第1項の認定等を行うに当たり、その適否等について意見を聴くため、うつくしま、エコ・リサイクル製品認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営等については、別に定める。

### (認定期間)

第5条 第3条第1項の認定の有効期間は、3年以内とする。

- 2 第3条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の有効期間

が満了する場合において、その更新を希望するときは、うつくしま、エコ・リサイクル製品認定更新申請書（様式第3号）により、申請することができる。

3 第3条第1項、第3項及び第4項の規定は、前項の規定による更新の申請があった場合に準用する。

（変更の届出）

第6条 認定事業者は、エコ・リサイクル製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、うつくしま、エコ・リサイクル製品変更届出書（様式第4号）により知事にその旨を届け出なければならない。

（認定の休止）

第7条 認定事業者は、やむを得ない理由によりエコ・リサイクル製品の認定を休止する必要がある場合は、認定の有効期間中にうつくしま、エコ・リサイクル製品認定休止届出書（様式5号）により知事にその旨を届け出なければならない。

2 休止の期間は、3年以内とする。

（認定の再開）

第8条 認定事業者は、第7条第1項に定める認定の休止から再開する場合は、休止期間が満了する3ヶ月前までにうつくしま、エコ・リサイクル製品認定再開届出書（様式6号）により知事にその旨を届け出なければならない。

なお、第7条で届け出た休止期間より早期に再開できる場合は、休止期間の満了を待たずに再開できるものとする。

2 第3条第1項及び第4項の規定は、前項の規定による再開の届け出があった場合に準用する。

（認定の取下げ）

第9条 認定事業者は、エコ・リサイクル製品の製造を終了したとき又は認定継続の意思を失ったときは、遅滞なくうつくしま、エコ・リサイクル製品認定取下げ届出書（様式第7号）により知事にその旨を届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、エコ・リサイクル製品の認定を取り消すことができる。

（1）エコ・リサイクル製品が第3条第1項に定める要件に適合しなくなったとき。

（2）認定事業者が第6条の規定による届出をしなかったとき。

（3）認定事業者が第13条各項に規定するいずれかの責務を果たさなかったとき、又は第14条の規定による報告をしなかったとき。

2 知事は、前項の認定の取消しを行ったときは、その旨を公表するものとする。

3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者が当該損失を負担しなければならない。

（県の責務）

第11条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、エコ・リサイクル製品について性能、数量、価格等を考慮の上、優先的に使用するよう配慮するものとする。

2 県は、市町村等に対し、エコ・リサイクル製品の使用に配慮するよう要請するものとする。

3 県は、県民、事業者等に対し、エコ・リサイクル製品の使用が促進されるよう、その周知に努めるものとする。

4 県は、毎年度、県におけるエコ・リサイクル製品の使用状況を公表するものとする。

(エコ・リサイクル製品の表示)

第12条 認定事業者は、エコ・リサイクル製品に、別に定めるうつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク（次項において「認定マーク」という。）の表示を付することができる。

2 何人も、エコ・リサイクル製品以外の製品に前項に規定する認定マークを使用し、又はエコ・リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定事業者の責務)

第13条 認定事業者は、毎年1回エコ・リサイクル製品の認定基準への適合状況について試験又は検査を実施し、その結果を知事に報告するとともに関係書類を3年間保存しなければならない。

2 認定事業者は、毎年4月30日までに前年度のエコ・リサイクル製品の販売実績を、うつくしま、エコ・リサイクル製品販売実績報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

3 エコ・リサイクル製品の流通・販売過程において、消費者との間で製品の品質、性能、安全性等の問題が発生した場合は、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。

4 認定事業者は、毎月の循環資源使用量及び認定製品製造量を記録し、毎年4月30日までに前年度の循環資源使用量及び認定製品製造量を、うつくしま、エコ・リサイクル製品に係る循環資源使用量報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

(報告)

第14条 知事は、必要に応じ、エコ・リサイクル製品について、認定事業者又は認定事業者が原材料を排出する者若しくは納入する者から報告を求めることができる。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、生活環境部環境共生総室環境共生課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準

区 分	基 準 等
安全性への配慮	<p>1 土壤に溶出する可能性のあるものについては、次の基準等に適合していること。</p> <p>(1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準</p> <p>(2) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準</p> <p>(3) 福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成2年4月1日福島県保健環境部制定）第6条第3項の規定に基づく水素イオン濃度の分析試験の方法により、水素指数が5.8以上8.6以下であること。</p> <p>ただし、水素指数については、(3)で定める範囲外であっても、審査会の意見を聴いて知事が適当と認める場合は、本基準等に適合しているものとみなす。</p> <p>2 その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>1 J I S規格</p> <p>2 J A S規格</p> <p>3 エコマーク商品認定基準</p> <p>4 工事共通仕様書等、県その他の公的機関が定める規格</p> <p>5 その他知事が適当と認めるもの</p>
循環資源の配合率	<p>次のいずれかの配合率の基準を満たしていること。</p> <p>1 エコマーク商品認定基準</p> <p>2 うつくしまグリーン購入ガイドライン</p> <p>3 その他知事が適当と認めるもの</p>

## 備考

- 1 「J I S規格」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 2 「J A S規格」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第7条の日本農林規格をいう。
- 3 「エコマーク商品認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準をいう。
- 4 「うつくしまグリーン購入ガイドライン」とは、うつくしまグリーン購入実施要綱（平成13年4月1日福島県出納局制定）別冊「うつくしまグリーン購入ガイドライン」をいう。

福島県知事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定申請書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 品目名		
2 製品名 (用途)		( )
3 製品の価格 (製造所渡し価格)		( ) (消費税及び地方消費税の額を除く。)
4 年間生産予定量 年間販売予定量		
5 製造する 事業所	所在地	
	名称	
6 販売場所		
7 製品の主な仕様		
8 製品の 原材料	循環資源の (1)名称 (2)発生場所 (3)使用割合	
	その他	

9 製造販売するに当たって適用される法令等	
10 J I S、J A S、エコマーク取得等の有無（取得している場合はその番号）	
11 製品の品質・安全性等への配慮	
12 事業所における環境保全対策の状況	
13 製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境負荷低減の取組状況	<p>以下の項目のうち、該当するものに○を付け、具体的内容について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原材料調達時</li> <li>2 製造工程</li> <li>3 製品の流通時</li> <li>4 製品の使用时</li> <li>5 製品の廃棄時</li> <li>6 再リサイクル可能</li> <li>7 その他</li> </ol> <p>具体的内容</p>
14 その他参考事項(製品の特徴、アピールしたい事項等)	

添付資料：当該製品及び製品説明書等、 当該製品製造フロー図、 原材料ごとの成分含有試験の結果、「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」に適合していることを証する書類、 会社案内等、 その他上記記載事項を証する書類

# うつくしま、エコ・リサイクル製品認定証

申請者 住所  
氏名

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、うつくしま、エコ・リサイクル製品として認定することを証します。

記

認定番号

製品名

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで



うつくしま、エコ・リサイクル製品

年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄



福島県知事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定更新申請書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 品目名		
2 製品名 (用途)		( )
3 認定番号		
4 製品の価格 (製造所渡し価格)		( ) (消費税及び地方消費税の額を除く。)
5 年間生産予定量 年間販売予定量		
6 製造する 事業所	所在地	
	名 称	
7 販売場所		
8 製品の主な仕様		
9 製品の 原材料	循環資源の (1)名称 (2)発生場所 (3)使用割合	
	その他	

10 製造販売するに当たって適用される法令等	
11 J I S、J A S、エコマーク等取得の有無（取得している場合はその番号）	
12 製品の品質・安全性等への配慮	
13 事業所における環境保全対策の状況	
14 製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境負荷低減の取組状況	<p>以下の項目のうち、該当するものに○を付け、具体的内容について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原材料調達時</li> <li>2 製造工程</li> <li>3 製品の流通時</li> <li>4 製品の使用時</li> <li>5 製品の廃棄時</li> <li>6 再リサイクル可能</li> <li>7 その他</li> </ol> <p>具体的内容</p>
15 その他参考事項(製品の特徴、アピールしたい事項等)	

添付資料：当該製品及び製品説明書等、 当該製品製造フロー図、 原材料ごとの成分含有試験の結果、「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」に適合していることを証する書類、 会社案内等、 その他上記記載事項を証する書類

令和 年 月 日

福島県知事

住所  
届出者  
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品変更届出書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第6条の規定により、認定を受けた製品について変更が生じたので下記のとおり届け出ます。

記

製 品 名		
認 定 番 号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	令和 年 月 日	
変 更 理 由		

※変更内容についての資料を添付すること。

令和 年 月 日

福島県知事

住所  
届出者  
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品休止届出書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第7条の規定により、認定を受けた製品について下記の事由により休止したいので届け出ます。

記

製 品 名	
認 定 番 号	
休 止 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
休 止 事 由	

※休止事由についての資料を添付すること。

福島県知事

申請者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品再開届出書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 製品名 (用途)		( )
2 認定番号		
3 再開予定日		
4 製品の価格 (製造所渡し価格)		(消費税及び地方消費税の額を除く。) ( )
5 年間生産予定量 年間販売予定量		
6 製造する 事業所	所在地	
	名 称	
7 販売場所		
8 製品の主な仕様		
9 製品の 原材料	循環資源の (1)名称 (2)発生場所 (3)使用割合	
	その他	

10 製造販売するに当たって適用される法令等	
11 J I S、J A S、エコマーク等取得の有無（取得している場合はその番号）	
12 製品の品質・安全性等への配慮	
13 事業所における環境保全対策の状況	
14 製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境負荷低減の取組状況	<p>以下の項目のうち、該当するものに○を付け、具体的内容について記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原材料調達時</li> <li>2 製造工程</li> <li>3 製品の流通時</li> <li>4 製品の使用時</li> <li>5 製品の廃棄時</li> <li>6 再リサイクル可能</li> <li>7 その他</li> </ol> <p>具体的内容</p>
15 その他参考事項(製品の特徴、アピールしたい事項等)	

添付資料：当該製品及び製品説明書等、 当該製品製造フロー図、 原材料ごとの成分含有試験の結果、「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」に適合していることを証する書類、 会社案内等、 その他上記記載事項を証する書類

令和 年 月 日

福島県知事

届出者 住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定取下げ届出書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第9条の規定により、認定を取下げたいので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 製品名
- 2 認定番号
- 3 取下げ理由

令和 年 月 日

福島県知事

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品販売実績報告書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第13条の規定により、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの販売実績を下記のとおり報告します。

記

1 製品名		
2 認定番号		
3 販売実績等	(販売数量)	(販売額)
	(製造数量)	
	(在庫数量)	
※県が発注した公共工事に使用された販売数量、販売額を把握していれば記入願います。	(販売数量)	(販売額)

※複数の認定製品がある場合は別葉で報告してください。数量単位を記入してください。



福島県知事

住所  
報告者  
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

うつくしま、エコ・リサイクル製品に係る循環資源使用量報告書

うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱第13条の規定により、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの循環資源使用量を下記のとおり報告します。

記

- 1 製品名
- 2 認定番号
- 3 循環資源使用量及び製品製造量

月	循環資源使用量(単位：トン)				製品製造量 (単位： )
	※	※	※	※	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

※印の欄には、使用している循環資源の名称を記載すること。  
なお、使用する循環資源の数が4種類を超える場合は、上記の表を複写して記入すること。